

広島県文化財保護審議会平成28年度第1回会議議事録

平成28年9月12日

広島県教育委員会

広島県文化財保護審議会平成28年度第1回会議議事録

平成28年9月12日(月)午後1時開会

午後4時40分閉会

1 出席委員(17名)

会長	小 都 隆	(元広島県教育事業団事務局次長(兼)埋蔵文化財調査室長)
	安 藤 福 平	(元広島県立文書館副館長)
	上 蘭 四 郎	(笠岡市立竹喬美術館館長)
	於 保 幸 正	(広島大学名誉教授)
	熊 原 康 博	(広島大学大学院准教授)
	佐 竹 昭	(広島大学大学院教授)
	鈴木 康 之	(県立広島大学准教授)
	鈴木 理 恵	(広島大学大学院教授)
	太郎良 裕子	(ノートルダム清心女子大学名誉教授)
	西 本 寮 子	(県立広島大学教授)
	濱 田 宣	(徳島文理大学教授)
	林 武 広	(広島大学名誉教授, 比治山大学教授)
	福田 道 宏	(広島女学院大学准教授)
	福 本 幸 夫	(元広島市安佐動物公園園長)
	藤 田 盟 児	(奈良女子大学研究院教授)
	松 井 輝 昭	(県立広島大学名誉教授)
	三 村 泰 臣	(元広島工業大学教授)

2 出席特別委員(1名)

三 上 孝 徳 (全日本刀匠会会長, 広島県無形文化財「日本刀製作技術」保持者)

3 欠席委員(6名)

会長職務代理者	石 橋 昇	(広島大学名誉教授)
	伊 藤 奈 保 子	(広島大学大学院准教授)
	迫 垣 内 裕	(比治山大学短期大学部教授)
	竹 下 俊 治	(広島大学大学院教授)
	棚 橋 久 美 子	(広島国際学院大学非常勤講師)
	中 原 ゆ かり	(愛媛大学教授)

4 出席職員

加 藤 謙 (広島県教育委員会事務局管理部文化財課長)

広島県文化財保護審議会平成 28 年度第 1 回会議日程

日 時 平成 28 年 9 月 12 日 (月) 午後 1 時～午後 4 時 00 分
場 所 広島県庁自治会館会議棟 301 会議室

1 開会

2 審議

- (1) 広島県重要文化財の指定について
- (2) 広島県無形文化財の保持者の追加認定について
- (3) 広島県重要文化財の指定の諮問について

3 報告

- (1) 文化財の部会審議状況について
 - ア 美術工芸部会
 - イ 史跡・埋蔵文化財合同部会
 - ウ 埋蔵文化財部会
- (2) 文化財の現地調査状況について
- (3) 文化財の指定等について

4 閉会

- 課長代理
会長 : それでは、定刻となりましたので、小都会長、よろしくお願ひします。
: ただ今から、「広島県文化財保護審議会」を開会いたします。
本日の御出席の委員は、17名でございますので、広島県文化財保護審議会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。
では、事務局から御挨拶を頂きます。
- 文化財課長 : 文化財課長の加藤でございます。本来であれば、教育長あるいは管理部長が出席させていただく予定でしたが、他の用務により出席することができません。今回は、申し訳ありませんが、私が御挨拶を申し上げます。
本日は、大変お忙しい時期にもかかわらず総会に御出席を頂き、誠にありがとうございました。
さて、今年2月、広島県は「広島県 教育に関する大綱」を策定しました。この「教育に関する大綱」は、県知事が教育委員会と協議し、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて定めたもので、今後おおむね5年間の本県教育施策全般の基本的方向性を整理したものです。
この中で、文化財につきましては、「文化に親しむ環境づくり」として、世界文化遺産を始め「本県の有する文化的財産に県民が親しむことができる機会を充実させるとともに、次代にしっかりと継承していく環境を整えていく」ことが明記されています。
こうしたことを実現させていくためには、文化財を適切に保存し、その価値を維持継承し、その上で公開活用等の環境を整えていくこと、保存と活用のバランスのとれた施策の実施が必要でございます。教育委員会といたしましては、今後ともこうした保護施策を継続・推進してまいりたいと考えております。委員の皆様には、それぞれ御専門の立場から、御指導、御助言を賜りますよう、お願い申し上げます。
また、お手元に青い紙に印刷した資料を配付させていただいておりますが、今年度から文化財関係の学芸員の採用を行うことになりました。これまで、文化財課も埋蔵文化財調査室も博物館・資料館の学芸員もみんな教員採用者からの異動でしたので、今回の措置により、より専門性の高い職員の配置が可能になると考えております。
さて、本日は、今年2月1日に諮問いたしました、広島県重要文化財の指定、広島県無形文化財の保持者の追加認定について御審議いただくほか、新たに広島県重要文化財の指定について諮問をさせていただきます。
長時間となりますが、委員の皆様には、十分な御審議を頂きますようお願いいたします。
本日は、よろしくお願ひいたします。
- 会長 : ありがとうございます。
: 続きまして、前回の総会において、広島県無形文化財「日本刀製作技術」の調査審議のため、特別委員に推薦した三上孝徳さんが、今年3月14日、特別委員に任命され、これまでの部会審議に加わっていただいております。
本日の審議に当たり、御説明を頂きますので、御紹介します。
- 三上特別委員
会長 : 三上です。よろしくお願ひします。
: ありがとうございます。
: では、次に、会議の公開について取決めを行いたいと思います。事務局から説明してください。

会議の公開について

- 課長代理 : 資料番号11を御覧ください。
: 会議の公開について、教育委員会では、所管する附属機関等の会議の審議過程等を公開することによって、透明性の向上を図り、開かれた教育行政を推進するため、平成13年にこの規則を制定いたしました。広島県文化財保護審議会は、この規則の第1条にいう「附属機関等」に該当いたします。

この規則の第2条第1項本文は、「会議は、公開するものとする」として
おります。

一方、例外的に非公開とする場合がございます。この規則の第2条第1項
第1号の、「広島県情報公開条例第10条に規定する不開示情報が含まれる事
項」、例えば、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しく
は識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にする
ことにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが含まれる事項
を議事とする会議、及び第2号の、「公開することにより公正又は円滑な運
営に支障が生じるおそれがあると認められる会議」、の「いずれかの会議は、
その全部又は一部を非公開とするものとする」としております。

この規則の第2条第2項は、「会議の公開」は、「傍聴」か「議事録の閲覧」
の「いずれかの方法により行うもの」としております。この審議会では、こ
れまで、「傍聴」と「議事録の閲覧」の、両方を組み合わせて、会議の公開
を行ってきております。

この規則の第2条第3項は、「会議の公開の方法」又は「会議を非公開と
することの決定は、当該附属機関等が行うものとする」としております。

なお、この規則の第3条から第6条までは、会議の傍聴について定めてお
ります。

本日、傍聴希望の方は1人で、別室で待機していただいておりますので、
念のため申し添えさせていただきます。

以上でございます。

会長 : ただ今説明がありましたとおり、特段の御異論がなければ、この会議を公
開することとし、その方法は、「傍聴」及び「議事録の閲覧」によることと
したいと思います。

ただし、「会議次第」の事項のうち、2の「議題」の(1)及び(2)は、指定や
保持者の追加認定が適当であるとの審議会が広島県教育委員会に答申し
ても、教育委員会の会議で決定をするまでは、調査審議中の案件です。

同様に、(3)の指定の諮問については、本日諮問を受けてから調査を行う案
件であり、会議を公開することにより、事前に調査物件が公になると、公正
な調査審議に支障が生じるおそれがあります。

また、3の「報告」の(1)のア及びイについては、それぞれの部会から、調
査審議継続中の案件であるとの報告を受けております。

会長 : したがいまして、「会議次第」の2の「議題」及び3の「報告」の(1)のア・
イについては、非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

全員 : 異議なし。

会長 : それでは、「会議次第」の2及び3の(1)のア・イについては、非公開とし
ます。

したがいまして、今後の会議は、まず最初に公開案件として、3の「報告」
(1)のウ及び(2)・(3)、次に非公開案件として、2の「審議」の(1)・(2)・(3)、3
の「報告」の(1)のア・イの順番で、進めていくことといたします。

では、傍聴者を入室させてください。

それでは、3の「報告」の(1)の「文化財の部会審議状況」に入ります。ウ
の「埋蔵文化財部会」の審議状況について部会長から報告してください。

埋蔵文化財部会長 : 資料番号6を御覧ください。

埋蔵文化財部会の審議状況について報告します。

東広島市教育委員会から譲与申請があった、原田岡山第2号古墳ほか東広
島県自動車道路建設工事に係る試掘調査及び発掘調査による出土文化財、コ
ンテナ3箱、ビニール袋3袋について、県が保有する出土文化財に当たるか
どうか、広島県教育委員会から諮問があり、埋蔵文化財部会で審議いたしま
した。

5の「会議」を御覧ください。

今年5月27日に会議を開催し、(2)のとおり、当該出土文化財は東広島市が一括して保存することが望ましいと考えられるため、県が保有し続けるべき文化財には当たらないことを決定しました。

6の「部会後の状況」を御覧ください。

事務局では、8月10日付けで東広島市教育委員会に対し、当該出土文化財を譲与する旨の通知をしております。現在、同教育委員会と引き渡しの日程を調整中でございます。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。ないようでしたら、(2)の「文化財の現地調査状況について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号7を御覧ください。

まず、広島県重要文化財「多家神社の宝蔵」の現地調査状況について御説明いたします。

「多家神社の宝蔵」については、今年度、県の補助事業として屋根葺き替え工事を実施しておりますが、工事に先立つ1月に、建造物部会の藤田部会長と迫垣内部会長職務代理者と共に、現地調査を行い、檜皮葺き屋根の経年劣化及び毀損の状況などを確認しました。

その際、屋根葺き替え工事開始後に、適切な保存修理が実施されているか確認するため、工事中に再度現地調査・指導の機会を設けるよう、意見を頂いておりましたので、屋根の檜皮を剥がし終えた状態になった8月26日に藤田部会長と現地調査を行いました。

(5)の「調査結果」にありますように、修理状況を御確認いただき、当初の仕様から一部変更するなどの指導を頂きました。

次に、3ページを御覧ください。広島県重要文化財「絹本著色不動明王画像」の現地調査状況について御説明いたします。

「絹本著色不動明王画像」については、昨年8月に、所有者から額保存箱の修理等に係る指定文化財補助事業計画が提出されました。絵画本体の傷みが著しいと考えられることから、美術工芸部会の濱田部会長職務代理者と上菌委員と共に現地調査を行いました。

(5)の「調査結果」にありますとおり、額保存箱ではなく、絵画本体の修理を優先的に実施することといたしました。

(6)の「調査後の状況」にありますように、現地調査での意見を踏まえた仕様に修正した県費補助事業申請が行われ、8月30日付けで交付決定をいたしました。

次に、4ページを御覧ください。広島県天然記念物「菅のムクノキ」の現地調査状況について御説明いたします。

「菅のムクノキ」については、今年3月に、所有者から毀損届が提出されました。頂部が枯死し折損・落下のおそれがあるため、天然記念物部会の植物生態学を専門とする竹下委員と共に、現地調査を行いました。

(5)の「調査結果」にありますとおり、枯死部分の切除は毀損の拡大を防止するための維持の措置として行うことなどの意見を頂きました。

(6)の「調査後の状況」にありますように、所有者が5月に枯死部分等の切除を終了しています。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。ないようでしたら、次に、(3)の「文化財の指定等について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号8を御覧ください。

まず、「重要文化財の追加指定について」、御説明します。

三次市吉舎町にあります「奥家住宅」は、従来、「主屋」だけが重要文化

財に指定されていましたが、7月25日に「土蔵」と「土地」が追加指定になりました。

次に、2ページを御覧ください。

登録有形文化財（建造物）の登録について」説明します。

8月1日に、東広島市西条本町ほかにあります酒造会社7社のうち、「福美人酒造」など5社、41件が、国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録されました。

3ページは今回登録された物件の一覧、4ページはその所在地図です。

なお、今回登録になっていない2社については、現在、準備を進めています。

最後に、5ページ、6ページを御覧ください。

「日本遺産の認定について」説明します。

日本遺産の認定は、文化庁が平成27年度から創設した制度で、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものです。

東京オリンピックの開催される平成32年、2020年までに、全国で100件程度の認定を目指しています。

平成27年度、広島県では、尾道市の「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」が日本遺産の認定を受けています。

4月25日、呉市が神奈川県横須賀市などと共同で申請した「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」が、また尾道市が愛媛県今治市と共同で申請した「日本最大の海賊の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊の記憶ー」が、日本遺産に認定されました。

以上でございます。

- 会長
藤田委員 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- 事務局 : 日本遺産の文章についてですが、呉市の重要文化財澤原家住宅の調査報告書に書いてあるように、呉港は、静かな農村ではなく、近世の港町を大改造して軍港にしたわけです。この文書は誰が作成したものか知りませんが、公開するのであれば、この文は外していただきたいと思います。
- 会長
藤田委員 : 御指摘のことについては、文化庁がこの春の日本遺産の認定の際のプレス資料として出されたものです。文化庁が作成したものです。
- 会長
藤田委員 : よろしいでしょうか。
- 事務局 : もう一点、日本遺産については、文化財保護を取り扱っている部署としては慎重に対応していかないと、文化財保護に必ずしも益になるばかりではないというような意見が、他府県の審議会でも委員から出ていることをお聞きしまして、広島県でも注意深く対応していただきたいなと意見を述べておきます。
- 会長 : ありがとうございます。事務局は、よろしくお願ひします。
他にないようでしたら、3の「報告」を終わらせていただきます。
以上で、公開の議事が終了しました。
傍聴の方は、退室してください。
(傍聴者退室)

【以下、非公開】

【以下については、非公開で議事を進めたが、平成28年10月14日の広島県教育委員会10月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。】

議題(1) 県重要文化財の指定 ア 絹本著色仏涅槃図について

- 会長 : それでは、ここからは、非公開で議事を進めます。
- 会長 : 2の「議題」の(1)の「広島県重要文化財の指定について」を審議します。
案件は三つございます。
いずれも、今年2月1日に、広島県教育委員会教育長から諮問を受け、同日付けで美術工芸部会に調査審議を付託したものでございます。
まず、「絹本著色仏涅槃図」について、美術工芸部会から御説明をお願いします。
- 濱田部会長職務代理者 : 資料番号1の1ページを御覧ください。
「絹本著色仏涅槃図」については、平成27年11月16日付けで指定申請がなされ、28年2月22日と3月25日に私と事務局とで事前調査を行い、7月29日に美術工芸部会委員4名により現地調査及び審議を行いました。
まず、事務局から調書案を朗読してください。その後に、写真を御覧いただきます。
- 事務局 : (調書案朗読) (写真映写)
- 濱田部会長職務代理者 : (写真説明)
以上のことについて、美術工芸部会で審議した結果、「絹本著色仏涅槃図は広島県重要文化財としての指定に値する。」と判断いたしました。
- 会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成28年7月29日に美術工芸部会で慎重に審議いただき、9月5日付けで、美術工芸部会長から、当該案件は広島県重要文化財の指定に値する旨の報告を頂いております。
それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- 藤田委員 : 確認ですが、組織点について、JとKが2,000～2,500点ぐらいで、この辺りで縦のかけつきがあるということでしたが、JとKは鎌倉時代よりも下る布を使っているのでしょうか。また、A・B・Dの組織点は800～1,000点前後ですが、この辺りの布は江戸時代まで下るのでしょうか。布の状態、組織のみではそこまで分からないかもしれませんが、組織点と制作年代の関係について、補足説明をお願いします。
- 濱田部会長職務代理者 : 組織点はルーペと定規を当てて数え、2,000点を超えているものは古いと判断しました。ただし、3,000点あると鎌倉時代のもので間違いはないかという点、断定はできません。
鎌倉時代以降、南北朝～室町時代と時代が下がるに従って絵絹が粗悪になり、目の点数がかなり粗くなる傾向があるということは、先般の絹本著色伝足利尊氏像の指定審議の時に、菅村元委員が報告されました。これを受けて、私も今回組織点を丹念に調べ、本画像の各部位の絵絹の状況把握を試みました。
ただし、組織点の数で何時代かということは断言できないと思います。
- 上菌委員 : 補足をさせていただきますと、目視でもはっきりと経糸横糸の目の粗さが分かります。経糸横糸の目を詳細に数えた状況と、目視の様子はだいたい一致しています。本図の天地左右を十分に目視したところ、上の部分は目が粗く、下の部分の目が詰んでいる範囲にも部分的に粗い箇所がいくつか見られることから、後補であることが明らかです。
経糸横糸の目視に基づく見解と、図像的な特徴、つまり上の部分は手法と図様に新しい要素があり、中央部から下の部分には古い手法と図像があるという特徴ですが、それらが一致したということで、御理解いただければと思います。
- 会長 : そのほかありませんか。

- 松井委員 : 4ページ「③」について、下端部の制作年代は古いが、そこに動物が後世加筆されたと書いてあります。この部分に以前何があったのか、赤外線等で確認されたことはありますか。また、なぜこのように動物をたくさん加筆する必要があったのでしょうか。
- 濱田部会長職務代理者 : まず、加筆したという根拠は、筆運びが当初のものとは異なる点が多いという点です。特に、5ページの全体図の写真では、左端の鳥を詰め込んで描いている部分は、少し稚拙な筆運びが目立ちます。ただし、それが鎌倉時代からこのような筆致なのか、あるいは元々この部分にあったものの上に書き加えたためにこのような筆致になったのかは分かりません。
- 赤外線調査は行っていません。動物の数を増やすというのは、第一形式から第二形式にかけて時代が新しくなるに従って、釈迦の涅槃がいかにも多くの衆生から悼まれていたのかを視覚的に表すために、動物の数が増やされ、多いものでは100種類近く描かれているものもあります。本図も、補筆で次第に動物数が増えています。かなり無理矢理に詰め込んでいる感があるので、室町期以降の修理時に描き加えられた可能性も考えられるという解釈です。
- 会長 : そのほかにないようでしたら、「絹本著色仏涅槃図を広島県重要文化財に指定することは適当である。」旨答申することに、御異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長 : それでは、そのように取り計らいます。
この後の事務処理は、事務局が行ってください。

議題(1) 県重要文化財の指定 イ 木造阿弥陀如来立像

- 会長 : 次に、「木造阿弥陀如来立像」について、審議します。
この件について、美術工芸部会から御説明をお願いします。
- 濱田部会長職務代理者 : 資料番号1の9ページを御覧ください。
「木造阿弥陀如来立像」については、平成27年11月16日付けで指定申請がなされ、28年2月22日に私と事務局とで事前調査を行い、7月29日に美術工芸部会委員4名により現地調査及び審議を行いました。
まず、事務局から調書案を朗読してください。その後、写真を御覧いただきます。
- 事務局 : (調書案朗読) (写真映写)
- 濱田部会長職務代理者 : (写真説明)
以上のことについて、美術工芸部会で審議した結果、「木造阿弥陀如来立像は広島県重要文化財としての指定に値する。」と判断いたしました。
- 会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成28年7月29日に美術工芸部会で慎重に審議いただき、9月5日付けで、美術工芸部会長から、当該案件は広島県重要文化財の指定に値する旨の報告を頂いております。
それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- 藤田委員 : 11ページの「伝来」に記述されている足柄の墨書銘の解釈が少し気になりました。「②制作者」は、美作国の仏師法橋宗擔と書かれていますが、銘文そのものは「仏師美作法橋宗擔」と書かれています。「美作法橋」というと、「美作国の法橋」という場合もあると思いますが、仏師や画師の場合、「〇〇守」という名前をよく聞きます。その省略形である可能性はないのかという点が気になります。本当に美作国の仏師が制作したと明記してよいのか、少し懸念されます。次に、「③発願者等」についてですが、銘文には大檀那が教阿弥陀仏、方一房以下は願主と書かれています。大檀那と願主は役割が少し違うと思いますので、調書の「方一房」の前に「願主」を入れるほうがよいと思います。
- 濱田部会長職務代理者 : 「仏師美作法橋宗擔」の解釈については、美術工芸部会で福田委員からも

- 代理者 同様の御指摘がありました。修正漏れでした。美作国の仏師であると特定することはできないので、銘文のとおり記述します。なお、偶然岡山で本像と似た仏像があるため、当初は美作地域の仏師を想定していましたが、御指摘のとおり、調書を「制作者：仏師美作法橋宗擔」と修正します。「③発願者等」については、御指摘のとおり、「教阿弥陀仏」の次に「願主」を入れるのが適切と思います。
- 会長 : 今の件については、調書を修正するということですが、制作者を美作法橋宗擔(担)、「③発願者等」は大檀那の後ろに願主を入れるということですね。そのほかありませんか。
- 上菌委員 : 濱田委員の説明を補足しますと、本像については、私も修理の時から拝見していて、足柄の墨書銘が当初のものとするかどうか、本体と足柄がつながっているのか否かという点をかなり論議しました。調書の最後に記載していただいていますように、今後検討すべき点として、本像の顔貌表現が挙げられます。少し下膨れした顔の表現は、従来の仏像の表現の変遷に照らすと、南北朝時代以降、室町時代のような特徴がありましたので、足柄の墨書銘が当初のものかどうかという点が課題でした。その後精査した結果、この墨書銘が当初のものであり、本体とも繋がっていることが確認できました。墨書銘の「正中2年」の造像年紀が正確なものであれば、大変貴重な作例であり、基準作となると同時に、この前後の時代に制作されたと推定される像の時代判断の基準も見直す必要性も考えられます。本像の前後の制作年代の在銘の像がいくつか明らかになれば、一段と本像の性格がはっきりしてきますが、現時点では事例が少なく、造形表現と在銘の類似例を提示することができませんので、今回、本像を指定することにより、全国的な視野で本像の位置付けができればいいと思います。
- 藤田委員 : 一点確認させてください。足柄と本体とが一木なのか、あるいは別材を繋げているが材質と木目から当初材であると判断されたのか、どちらでしょうか。
- 濱田部会長職務代理者 : 一木です。修理時に、前後矧ぎに解体した時点の写真を見ると、繋ぎは全くない同材でできていることがわかります。修理業者も、一木で間違いないとの見解です。
- 藤田委員 : 足柄が付いているのは前面の部材ですか。
- 上菌委員 : 背面の部材です。
- 会長 : そのほかありませんか。
- 松井委員 : 「伝来」に関して、本像は時宗の本堂本尊とあります。そこで一点確認したいのですが、時宗の仏像は、ほぼ同じような像でしょうか。あるいは、寺院によってそれぞれ何らかの違いがあるのでしょうか。本像については、例えば、別の場所にあった仏像を、時宗寺院である常称寺に後日移し替えたという可能性は考えられないのでしょうか。
- 濱田部会長職務代理者 : 本像の現時点での制作時期は、正中2年(1325)ということが分かっています。一方、本堂の須弥壇の墨書名は貞治5年(1366)です。このことから、本像は、本堂ができる前に造られたということになりますが、それが確実に尾道なのかどうかは、現状ではわかりません。
時宗寺院の仏像の特徴については、現時点では、承知していません。なお、時宗では、全国の仏像の悉皆調査を実施され、報告書も出ていますので、本像も一つの事例となり、今後研究が進んでいくものと思われます。
- 鈴木(康)委員 : 足柄の墨書銘に数多くの名前が記されています。例えば、重要文化財「時宗過去帳」などに数多くの名前が出てきますが、それらと照合して、制作地の手掛かりが得られる可能性はあるのですか。
- 濱田部会長職務代理者 : その点は確認できていません。最初の一字しか違わない名前がほとんどなので、特定は難しいのではないかと思います。
- 藤田委員 : 足柄の墨書銘に、仏師美作法橋宗擔と大檀那教阿弥陀佛が臨席して阿弥陀

仏を立てたことが記されています。他の結縁の人々の記名がどの場で行われたかについては、本像を立てる時に記名した可能性が高いと思います。墨書銘にある「7月」は像の形が完成した時点を指し、装飾は立てた後に施したという解釈ができるのかなと思いましたが、像を立てた場所は分かりません。時宗寺院は本堂も余り残っておらず、本尊も余り知られていないので、今後の研究にかかってくると思います。

- 会長 : そのほかございませんか。ないようでしたら、「木造阿弥陀如来立像を広島県重要文化財に指定することは適当である。」旨答申することに、御異議ありませんか。
(異議なし)
それでは、そのように取り計らいます。
この後の事務処理は、事務局が行ってください。

議題(1) 県重要文化財の指定 ウ 木造五劫思惟阿弥陀如来坐像

- 会長 : 次に、「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」について、審議します。
この件について、美術工芸部会から御説明をお願いします。
- 濱田部会長職務代理者 : 資料番号1の21ページを御覧ください。
「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」については、平成27年11月16日付けで指定申請がなされ、28年2月22日と3月25日に私と事務局とで事前調査を行い、7月29日に美術工芸部会委員4名により現地調査及び審議を行いました。
まず、事務局から調書案を朗読してください。その後に、写真を御覧いただきます。
- 事務局 : (調書案朗読) (写真映写)
- 濱田部会長職務代理者 : (写真説明)
以上のことについて、美術工芸部会で審議した結果、「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像は広島県重要文化財としての指定に値する。」と判断いたしました。
- 会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成28年7月29日に美術工芸部会で慎重に審議いただき、9月5日付けで、美術工芸部会長から、当該案件は広島県重要文化財の指定に値する旨の報告を頂いております。
それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- 上菌委員 : 本像の制作年代である元禄15年は、在銘ではありませんが、伝来を示す二点の文献に明記されています。本像の重要性については、主に次の点が挙げられます。まず、五劫思惟像という種類の仏像は、中国地方において現時点では他に確認されていないという希少性です。また、奈良県にある重要文化財の五劫思惟像二軀は俊乗房重源によって勧進されたといわれていますが、そのうち東大寺勧進所にある像と造形的に類似しており、像高も近いです。像容は神奈川県逗子市の浄楽寺にある運慶作の阿弥陀如来坐像と非常に近く、特に面部の表現がよく似ていると思います。そして、運慶が阿弥陀如来坐像で行った像底の仕上げ、底上げして麻布を漆で固めた造形は運慶が多用した技法ですが、これと非常によく似ています。仏師法橋安清の作例として、軀にも丈六の阿弥陀像があり、元禄期という制作年代がはっきりしています。ほかにも、福島県の相馬市にも数体の作例が確認されています。江戸時代の元禄期に活躍した京仏師が、東大寺勧進所や近隣の五劫院にある五劫思惟像などを基本として、鎌倉期の像容と手法によって再現した像として、像の希少性と併せて、積極的に指定を考慮してはどうかということを付け加えさせていただきます。
- 濱田部会長職務代理者 : 補足説明をさせていただきます。27ページの別記4の注2について、軀の阿弥陀寺の所蔵する木造阿弥陀如来坐像が法橋安清の作例であることが

確認されています。元禄期の阿弥陀寺住持の一代記によると、本像は、元禄元年（1688）に京都の仏師安清に造像を依頼し、5年後に完成して阿弥陀寺に入ったという記載があるということです。この資料から、法橋安清が京都の仏師であるということが分かりました。ほかにも、仏師安清の作との報告がある福島県相馬市の興仁寺、鞆の阿弥陀寺、そして持光寺は浄土宗という共通点があります。

注5に関して、本像の大きさは、奈良県東大寺勸進所像、五劫院像と同様に100cmを超える大きさです。他の作例では、和歌山県道成寺像が1707年頃の制作で、大きさも100cmを超えています。こうした点から、本像は、他の作例との年代的な関連性やその他の様々な疑問を探る上で、歴史資料としての価値も高いと考えます。

- 会長
藤田委員 : 御意見・御質問はありますか。
- 藤田委員 : 江戸時代の仏像を指定していきたいというお話がありましたが、先ほどの御説明を総合的にまとめると、江戸時代のものでも、貴重であること、希少性があること、来歴が明確であること、歴史資料としても文化財的価値が高いこと等の要素を基準に指定していこうという方針ということでしょうか。建造物部会でも江戸時代に建立された建造物の指定を検討する際の参考になると思いますので、美術工芸部会としての御意見をお聞きしたいと思います。
- 上菌委員 : ただ今藤田委員から御指摘のあった要素に加えて、造形的な表現が非常に優れているという点を押さえる必要があると思います。本像については、像の大きさが鎌倉期の東大寺に関わる重要文化財の五劫思惟像に近いという点、そして鎌倉期の復古的な造形と技法をもって制作されている点、加えて、美術としての造形表現が大変優れていると思います。本像の膝前の低さは、礼拝像として拝される角度を十分考慮した像容になっており、全体の造形が優れていることに加え、礼拝像としての性格が明確に表現されているという点も重要です。元禄期という比較的新しい時代の仏像ではありますが、以上のようないくつかの要件をもって、重要性が高いということが、美術工芸部会で論議した内容です。
- 小都会長
事務局 : 先ほどの御指摘に関して、指定の要件については、美術工芸部会又は事務局において、何か取決めはあるのでしょうか。
- 事務局 : 指定基準を定めた部会もあります。ただし、具体的に中世以前のものでないと対象にならないと定めてはけません。これまでも、建造物部会では、旧大浜崎通航潮流信号所のように近代建築を指定した例もあります。このように、時代別でこの時代よりも新しいものは指定しないという要件は全くありません。事務局では、古いものはこれまで指定がかなり進んでいますので、今後は新しい時代のものも睨んでいく必要があると考えています。現在、各文化財分野で、これまでにどんな性格のどの時代の文化財を指定してきたかを整理しているところです。それを踏まえて、今後どんな文化財を指定していくかを検討したいと考えています。その整理がつきましたら、各部会に相談させていただきたいと考えています。
- 会長 : もう一点確認させていただきたいのですが、今回の五劫思惟像の指定は、歴史資料としてのみではなく、造形的な価値の高さという要素も持っているのですね。
- 濱田部会長職務
代理者 : おそらく、どの時代の文化財でも、歴史的な由緒や背景が分からなければ、なかなか県指定にするのは難しいと思います。単に技術的・造形的に優れているだけでは、簡単には県指定にならないと思います。
- 会長
松井委員 : そのほかに御意見はありますか。
- 松井委員 : 二点質問があります。一点目は、27ページの別記4の注1の中で、祖雲・雪心は持光寺の歴代住持ではないとありますが、問題はありますか。
- 濱田部会長職務 : この点については、現住職がはっきりとおっしゃったので書き留めていま

- 代理者
松井委員 : す。
住持であった可能性もあるということですね。先ほど、歴史資料という話
も出てきましたので、この点をはっきりさせる必要があるのかなと思いま
した。
- 濱田部会長職務
代理者 : 歴代住職の中に名前が出てこないの、現住職が歴代の持光寺住職ではな
いとおっしゃったということです。
- 松井委員 : もう一点質問ですが、この仏像が造立されて、持光寺は院号まで変えてい
ます。この背景は分かりますか。
- 濱田部会長職務
代理者 : 現時点では分かりません。
- 松井委員 : 歴史資料とすると、院号まで変えるということは、五劫思惟像が相当重要
な意味を持っているのではないかと思いますので、その辺りについても、お
踏まえ置きいただければ分かりやすかったかなと思います。
- 濱田部会長職務
代理者 : この点については、尾道市史やかかつて出されている資料を確認しました。
持光寺に関する記録は、現時点ではここに掲載している什物録くらいしかな
いので、十分な追究はできていません。しかしながら、松井委員の御指摘は
重要なことですので、意識しておきたいと思います。ありがとうございました。
- 会長 : そのほかないようでしたら、「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像を広島県重要
文化財に指定することは適当である。」旨答申することに、御異議ありませ
んか。
(異議なし)
それでは、そのように取り計らいます。
この後の事務処理は、事務局が行ってください。

議題(2) 県無形文化財の保持者の追加

- 会長 : 続きまして、「議題」の(2)の「広島県無形文化財の保持者の追加認定につ
いて」を審議します。
この案件については、今年2月1日に、広島県教育委員会教育長から諮問
を受け、同日付けで無形文化財部会と特別委員に調査審議を付託したもので
ございます。
この案件について、無形文化財部会から御説明をお願いします。
- 太郎良部会長 : 資料番号2の1ページを御覧ください。
久保善博さんを保持者とする「日本刀製作技術」については、平成27年
11月12日付けで指定申請がなされ、28年5月23日及び7月25日に無形文
化財部会と三上特別委員とで現地調査及び審議を行いました。
その際、久保善博さんを保持者とする「日本刀製作技術」は、特別委員の
三上孝徳さんを保持者とする「日本刀製作技術」と同種の工芸技術と判断し、
この無形文化財の保持者の追加認定の適否について調査審議しました。
まず、事務局から調書案を朗読してください。その後、日本刀製作技術に
ついての映像を御覧いただき、続いて三上特別委員が補足説明と久保さんの
作品解説をいたします。
(調書案朗読)
(映像映写)
- 三上特別委員 : (補足説明、作品解説)
以上のことについて、無形文化財部会で審議した結果、「久保善博さんを
広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者として追加認定することは適
当である。」と判断いたしました。
- 会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成28年
7月25日に無形文化財部会で慎重に審議いただき、8月16日付けで、無形
文化財部会長から、久保善博さんを広島県無形文化財「日本刀製作技術」の
保持者に追加認定することは適当である旨の報告を頂いております。

- それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- 藤田委員 : 経歴については、研究業績と作品の受賞歴は別々に記載するのが通例ですので、久保さんの調書についても、この二つを分けて書かれたほうが分かりやすいと思います。また、研究業績の平成 17 年の「以後、毎年研究発表」とされている部分についても、具体的な発表の題名を記載したほうがよいと思います。
- 会長 : 事務局で調整していただけますか。
- 事務局 : 分かりました。
事務局から補足説明をいたします。今回久保さんを県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者として追加認定することについて御審議いただいておりますが、その前提として、現保持者の三上さんの保持者認定についての審議をした際、三上さんが日本で最も格の高いコンクールで最高賞を二回受賞された直後で、優れた技術を有するというので平成 18 年 4 月に県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者に認定したという経緯があります。久保さんも、平成 19 年と平成 27 年のコンクールにおいて二度の最高賞を受賞されました。これにより、久保さんも、三上さんを保持者に認定した際の判断基準となった二度の最高賞受賞というレベルに達したということで、この度、保持者の追加認定について御審議いただいているところです。
三上委員の説明で、候補の久保さんと三上さんの違いについて、久保さんは映りを意識的に出すことができることを中心にお話いただきました。映りを出すことについて、三上さんは培われた経験で、久保さんはこの点を研究に基づいて出していくという違いを中心に説明していただきました。
- 会長 : 補足説明について御意見・御質問がありましたらお願いします。
ないようでしたら、「久保善博さんを広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者に追加認定することは適当である。」旨答申することに、御異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長 : それでは、そのように取り計らいます。
この後の事務処理は、事務局が行ってください。
- 【以上、非公開】
- 会長 : そのほか、何か御意見等がございますか。
無いようでしたら、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。これも、委員の皆様方の御協力の賜物であり、大変感謝しております。
それでは、事務局から何かありましたら、お願いします。
- 課長代理 : 長時間にわたり、御協議ありがとうございました。
以上で広島県文化財保護審議会の全ての議事を終了いたします。
閉会に当たり、文化財課長が御挨拶を申し上げます。
- 文化財課長 : 広島県文化財保護審議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
委員の皆様には、長時間にわたり、終始御熱心に審議をしていただき、誠にありがとうございました。
本日答申いただきました案件につきましては、指定や追加認定に向けた手続を進めてまいります。
また、諮問いたしました案件につきましては、建造物部会を開催して調整してまいりたいと考えております。
今後とも、本件文化財保護行政の発展のために御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈り申し上げます、御挨拶とさせていただきます。
本日は、ありがとうございました。
- 課長代理 : ありがとうございました。お疲れ様でした。

